

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和7年3月14日

新庄市監査委員 須 田 泰 博

新庄市監査委員 小 野 周 一

記

1. 監査対象 商工観光課の令和6年1月1日から令和6年12月31日の財務に関する事務の
 執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和7年1月24日から令和7年2月18日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措 置 の 内 容
エコロジーガーデン使用料について、新庄市市税外収入未納金等徴収条例に基づいた処理となっていない。	今後は同様の未納金が発生した場合は、条例に基づき適正に処理いたします。